

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百八十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 作業種別

基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）

### 二 作業地域

さいたま市、川口市、本庄市、狭山市、朝霞市、和光市、新座市、蓮田市、ふじみ野市

### 三 作業期間

平成二十九年十一月十三日から平成三十年三月二十三日まで